

川崎市上下水道局水道技能スペシャリストに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道技能スペシャリストの認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「水道技能」とは、配管及び漏水修理に関する技能をいう。

2 この要綱において「水道技能スペシャリスト」とは、川崎市上下水道局（以下「局」という。）における水道技能の維持向上及び継承を図るため、局の技能職員及び業務職員のうち、特に高い水道技能を有する者として第4条第1項の規定に基づき認定を受けた者をいう。

(役割)

第3条 水道技能スペシャリストは、次の各号に掲げる活動において、優先的な役割を果たすものとする。

(1) 緊急時における復旧活動

(2) 市の防災訓練並びに災害時に備えた他の水道事業体との応急給水及び復旧訓練

(3) 前2号に定めるもののほか、局における水道技能の維持向上及び継承に関すること。

(認定)

第4条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次条第3項の規定により上申された審議の結果に基づき、水道技能スペシャリストを認定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間は、3年とする。

3 管理者は、本人の申出又は次条第3項の規定により上申された審議の結果

に基づき、第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(委員会)

第5条 局に、水道技能スペシャリスト制度運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 水道技能スペシャリストの選考に関すること。

(2) 水道技能スペシャリストの認定の取消しに関すること。

(3) 水道技能スペシャリストの定数に関すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、水道技能スペシャリストの制度に関すること。

3 委員会は、前項の規定による審議の結果を管理者に上申する。

4 委員長は、第1配水工事事務所長をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 水道部長

(2) 水道管理課長

(3) 水道整備課長

(4) 第2配水工事事務所長

(5) 第3配水工事事務所長

6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考部会)

第6条 水道部に、水道技能スペシャリスト選考部会（以下「部会」という。）

）を置く。

2 部会は、局の技能職員及び業務職員の水道技能を確認し、水道技能スペシャリストにふさわしいと認めた者を委員会に推薦する。ただし、既に水道技能スペシャリストの認定を受けたことがある者については、この限りでない。

3 部会長及び部会員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 前条第6項から第9項までの規定は、部会の議事について準用する。

（認定の有効期間が満了した者の責務）

第7条 第4条第2項の有効期間が満了した者は、水道技能スペシャリストとしての経験を活かし、職務を行う過程において水道技能の継承に努めるとともに、自らが水道技能スペシャリストの認定を再び受ける可能性があることを自覚して水道技能の維持向上に努めなければならない。

（庶務）

第8条 委員会及び部会の庶務は、水道整備課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、第1配水工事事務所長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 6 条関係）

部会長	水道整備課長
部会員	水道整備課工務係長 水道整備課工事係長 水道整備課漏水防止係長 第 2 配水工事事務所工務係長 第 2 配水工事事務所工事係長 第 2 配水工事事務所漏水防止係長 第 3 配水工事事務所工務係長 第 3 配水工事事務所工事係長 第 3 配水工事事務所漏水防止係長 水道整備課工務係作業長 水道整備課工事係作業長 水道整備課漏水防止係作業長 第 2 配水工事事務所工務係作業長 第 2 配水工事事務所工事係作業長 第 2 配水工事事務所漏水防止係作業長 第 3 配水工事事務所工務係作業長 第 3 配水工事事務所工事係作業長 第 3 配水工事事務所漏水防止係作業長